

総行給第 77 号  
総行福第 309 号  
平成 24 年 11 月 26 日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長  
各人事委員会委員長

殿

総務副大臣  
大島 敦

地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について（通知）

第 181 回国会において「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）及び「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 97 号）が平成 24 年 11 月 16 日に成立し、本日公布されました。

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）による国家公務員の共済年金の職域部分の廃止に伴い、「年金払い退職給付」を設ける等所要の措置を講ずるものであり、平成 25 年 1 月 1 日（一部規定を除く。なお、「年金払い退職給付」関連規定は平成 27 年 10 月 1 日。）から施行されることとなりました。

また、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」は、地方公務員の共済年金について、国家公務員と同様、共済年金の職域部分の廃止に伴い「年金払い退職給付」を設ける等所要の措置を講ずるものであり、平成 27 年

10月1日（一部規定を除く。）から施行されることとなりました。本法律の改正概要については別途通知しますので、その施行に遺漏のないよう願います。

地方公務員の退職手当については、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日総行給第58号）のとおり、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

この旨、貴管内の市区町村及び退職手当組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。